

2020年3月

ご契約者の皆さまへ

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に伴う損害保険における特別措置のお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、今般、弊社では、日本国内で影響を受けたご契約者の皆さまに対し、以下のとおり【特別措置】を適用させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

記

【特別措置】により、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた(※)ご契約者の皆さまの保険料の払込みおよび継続契約の締結手続について、『2020年3月13日(金)から2020年5月31日(日)』まで猶予させていただきます。

※「新型コロナウイルスに感染した」といった直接的な影響だけでなく、「感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴う自宅待機」や感染防止を目的とした「募集人との対面自粛」「代理店の休業や業務縮小、対面募集の自粛」などにより、通常の契約手続きが困難といった場合(間接的な影響を受けた場合)を含みます。

なお、すでにご契約者の皆さまに対し、『ご契約失効のお知らせ』、『解除のお知らせ』あるいは『お立替金(自動振替貸付金)お払込のご案内』をお届けしている場合は、上記【特別措置】の適用により、ご契約いただきました損害保険契約につきましては、上記猶予期間内に保険料をお払込みいただければ、保険の効力は今までどおり有効とさせていただきます。また、お立替金(自動振替貸付金)についても利息のお支払は不要とさせていただきます。

以上